

貸金業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>Ⅲ－２－３ グレーゾーン解消制度</u></p> <p><u>産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第9条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産業省策定に係る「産業競争力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」（平成26年1月20日経済産業省）（以下、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。</u></p> <p><u>（１）照会窓口</u></p> <p><u>照会窓口は、金融庁総務企画局政策課とする。</u></p> <p><u>なお、照会窓口たる金融庁総務企画局政策課は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</u></p> <p><u>財務局所管の貸金業者は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁総務企画局政策課に対し、照会書を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。</u></p> <p><u>（注）財務局においては、照会書及びその写しを金融庁総務企画局政</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</u></p> <p><u>(2) 照会書受領後の流れ</u></p> <p><u>照会書を受け付けた後は、総務企画局政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</u></p> <p>① 確認の求めの主体</p> <p><u>以下のイ.及びロ.を満たすか。</u></p> <p><u>イ. 提出者は、新事業活動を実施しようとする者であること。</u></p> <p><u>(注)「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エネルギーの使用又</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう（強化法第2条第3項、同法施行規則第2条）。</p> <p>ロ. 提出者が、当庁所管の事業に係る新事業活動を実施しようとしている者であること。ただし、金融庁長官が、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による確認の求めを受けた場合については、この限りでない。</p> <p>② 照会の対象 提出者が、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈並びに当該規定の適用の有無について、その確認を求めるものであって、以下のような照会を行うものか。</p> <p>イ. その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないか。 ロ. その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないか。 ハ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないか。 ニ. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないか。</p> <p>③ 照会書の記載要領 強化法施行規則様式第五に従い、また利用の手引きを踏まえ、以下の事項が記載されているか。</p> <p>イ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標 ロ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>ハ. <u>新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期</u>            ニ. <u>解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等</u>            ホ. <u>具体的な確認事項</u></p> <p>(参考) <u>利用の手引き</u>  <u>グレーゾーン解消制度</u>  <u>提出書類</u></p> <p>5. <u>具体的な確認事項</u>  <u>現在、規制の根拠となる法令がどのような規定となっており、そのうち、どの部分の解釈が明らかでないのか、新事業活動が規制の対象となるのか否かが判断できないポイントや、それによって新事業活動を行うことが難しい理由に加え、そのことに関する自己の見解を記載してください。</u>  <u>規制所管省庁から明確かつわかりやすい回答を得るため、例えば、「〇〇規制が支障となっているのではないか」という記載ではなく、「〇〇法に基づき〇〇が規制の対象となっているかどうか」が明らかでないため、〇〇法に基づく許可を受けなくても、新事業活動において、〇〇を行うことができるのか確認したい」といったように、確認したいポイントを、できる限り具体的に記載してください。</u></p> <p>(3) <u>回答</u>            ① <u>照会書を回付された課室は、総務企画局政策課において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口に到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</u>  <u>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</u></p> <p>② <u>金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、総務企画局政策課を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</u></p> <p><u>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、総務企画局政策課を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</u></p> <p>③ <u>金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定により、確認を求めた場合において当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、総務企画局政策課又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。</u></p> <p><u>また、当該関係行政機関の長から、原則として1か月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(中略)</p> <p>Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－3 貸金業法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－3－1 登録の申請、届出書等の受理</p> <p>貸金業の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 登録の申請の処理</p> <p>① (略)</p> <p>② 施行規則第4条の3第1項の規定による登録拒否通知書については、<u>拒否の理由に該当する法第6条第1項各号のうち該当する号の番号又は登録申請書等の重要な事項の虚偽の記載がある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－5 行政処分を行う際の留意点</p>	<p><u>合には、これらを提出者に通知するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－3 貸金業法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－3－1 登録の申請、届出書等の受理</p> <p>貸金業の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 登録の申請の処理</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した施行規則第4条の3第1項の規定に基づく登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする（Ⅲ－5－2参照）。</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－5 行政処分を行う際の留意点</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(中略)</p> <p>Ⅲ－５－２ 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>業務改善命令・業務停止命令の発出又は登録の取消し等の不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施すること。</u></p> <p><u>また、いずれの場合においても、同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意すること。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係</p> <p><u>報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取り消す処分等をしようとする場合には、財務局登録貸金業者については、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条に基づく審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係</p> <p><u>報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取り消す処分等をしようとする場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条に基づく処分の取消しの訴えを提起すること</u></p>	<p>(中略)</p> <p>Ⅲ－５－２ 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第 2 号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第 8 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係</p> <p><u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係</p> <p><u>取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>